

2020年7月9日

株 主 各 位

大阪市平野区加美東六丁目13番47号  
寺崎電気産業株式会社  
代表取締役 寺崎 泰造  
社長執行役員

### 第40期定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、当日のご出席は控えていただきますようお願い申し上げます。本継続会は、2020年6月29日開催の第40期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、2020年6月29日開催の第40期定時株主総会において議決権を行使することができました株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月21日（火曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市平野区加美東六丁目13番47号  
寺崎電気産業株式会社  
本社 B棟2階講堂  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

※6月29日開催の株主総会と会場を変更しておりますので、  
お間違いのないようにお越しく下さい。

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第40期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査  
結果報告の件
2. 第40期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
計算書類報告の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第40期定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.terasaki.co.jp/>) に掲載しておりますので、本開催ご通知には記載しておりません。従って、本開催ご通知に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表
- ◎事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.terasaki.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
- ◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルスの感染防止の観点から、できるだけご出席をお控えいただきたくお願い申し上げます。ご出席を検討されている株主様におかれましても、当日までのご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
- ◎今後の状況により本継続会会場において、下記のとおり感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
- ・ご出席される場合は、マスクの着用をお願いいたします。
  - ・会場内にアルコール消毒液を設置いたしますので、適宜ご利用ください。
  - ・会場内の座席は、例年より間隔をあけて配置いたします。
  - ・運営スタッフにつきましては、マスク着用のうえに対応させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

##### (1) 事業の状況

当連結会計年度における世界経済は、総じて成長が減速基調となりました。米国では、通商政策の影響から輸出や設備投資が弱含みとなるも、堅調な雇用・所得から成長が持続しました。欧州では、輸出や生産の減速などから景気は足踏みとなりました。英国も、EU離脱による先行き不透明感の影響もあり低成長が続きました。中国では、内需や輸出を中心として緩やかな減速傾向が見られました。その他の新興国についても、成長が鈍化しました。一方、わが国経済は、良好な雇用・所得が個人消費を下支えしたことから、自然災害や消費税率変更による一時的な影響はあるものの、底堅く推移しました。このような状況の中、2020年に拡大した新型コロナウイルス感染症により、世界的な経済の停滞が懸念されており、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経済環境は、国内において、合理化・省力化を目的とした設備投資に加え、デジタル化に向けた非製造業による設備投資が増加しました。一方、海外においての設備投資は、総じて弱い動きとなりました。

当社の主要顧客である造船業界においては、2020年1月から強化された海洋環境規制に対応するための工事が増加しましたが、貿易摩擦等の影響により新造船受注が低調に推移したことから厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当連結会計年度の売上高は、船舶用システム製品（船舶用配電制御システム等）の陸電供給システム及びLNG船、並びに機器製品（低圧遮断器等）が減少したものの、中国の船舶用システム製品及び海洋環境規制関連が増加したことにより、367億円と前年同期比3.9%の増加となりました。営業利益は原価及び経費低減に努め、24億11百万円と前年同期比79.6%の増益、経常利益は28億32百万円と前年同期比47.2%の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、20億35百万円と前年同期比55.6%の増益となりました。

製品別の売上高は、システム製品（配電制御システム等）が207億22百万円と前年同期比8.9%の増加、機器製品が159億78百万円と前年同期比1.8%の減少となりました。

システム製品の受注高は、船舶用システム製品及び産業用システム製品（産業用配電制御システム等）の海外プラント向けが減少したことにより、前年同期を0.8%下回る198億30百万円となりました。その結果、受注残高は前連結会計年度末より8億92百万円減少し、162億47百万円となりました。

なお、機器製品は、計画生産を行っているため、上記受注高、受注残高には含めておりません。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は以下のとおりです。

#### 〔日本〕

船舶用システム製品は、陸電供給システム及びLNG船が減少したものの、海洋環境規制関連製品及びコンテナ船が増加したことにより、売上は前年同期と比べ増加しました。

産業用システム製品は、国内及び海外プラント向け等が減少したことにより、売上は前年同期と比べ減少しました。

メディカルデバイスは、医療機器及び臨床検査機器ともに堅調に推移し、売上は前年同期と比べ増加しました。

エンジニアリング及びライフサイクルサービスは、海洋環境規制関連工事及び産業向けエンジニアリング案件が堅調に推移し、売上は前年同期と比べ増加しました。

その結果、システム製品全体の売上は前年同期と比べ若干増加しました。

機器製品は、海外向けが舶用市場向け及びオセアニア地域において増加したものの、国内向けが低調に推移したことにより、売上は前年同期と比べ若干減少しました。

その結果、当セグメントの売上高は231億40百万円と前年同期比0.6%の増加、セグメント利益は20億89百万円と前年同期比60.8%の増益となりました。

#### 〔アジア〕

船舶用システム製品は、堅調に推移し売上は前年同期と比べ増加しました。

エンジニアリング及びライフサイクルサービスは、堅調に推移し売上は前年同期と比べ増加しました。

機器製品は、マレーシア政権交代の影響等によるマレーシア国内向けが減少したことにより、売上は前年同期と比べ減少しました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、

マレーシアの連結子会社は2020年3月18日から操業停止となりましたが、2020年4月27日より操業を再開しており、2020年3月期連結業績への影響は軽微でありました。

その結果、当セグメントの売上高は95億70百万円と前年同期比16.7%の増加、セグメント利益は9億25百万円と前年同期比30.7%の増益となりました。

#### 〔ヨーロッパ〕

機器製品は、英国内でEU離脱による先行き不透明感の影響があるもののほぼ横ばいとなり、中近東地域が堅調に推移するものの、欧州地域が減少し、加えて為替の影響により売上は前年同期と比べ減少しました。

エンジニアリング及びライフサイクルサービスは、堅調に推移し売上は前年同期と比べ増加しました。

その結果、当セグメントの売上高は39億89百万円と前年同期比2.9%減少したものの、セグメント利益は2億38百万円と前年同期比8.1%の増益となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました企業集団の設備投資の総額は8億11百万円であります。主に、業務の効率化及び生産効率化並びに原価低減に向けた投資、加えて新製品の生産設備関連に向けた投資を行ってまいりました。

日本においては、機器製品関連では、当社加美工場において、生産効率化及び原価低減に向けた投資を、国内生産子会社である株式会社耶馬溪製作所において、生産効率化及び新製品の生産設備関連に向けた投資を行ってまいりました。システム製品関連では、当社八尾工場において、工場のセキュリティー強化及び生産効率化並びに原価低減に向けた投資を行ってまいりました。

アジアにおいては、機器製品関連にてTERASAKI ELECTRIC (M) SDN.BHD.において、生産効率化及び新製品関連設備に向けた投資を行ってまいりました。

主なものは以下のとおりであります。なお、生産能力に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去又は滅失はありません。

## 当連結会計年度中に完成及び取得した主要設備

(日本)

当社

遮断器等の生産設備関連	45百万円
専用備品（金型）関連	137百万円
配電制御システムの生産設備関連	41百万円

子会社 株式会社耶馬溪製作所

遮断器等の生産設備関連	13百万円
専用備品（金型）関連	53百万円

(アジア)

子会社 TERASAKI ELECTRIC (M) SDN.BHD.

遮断器等の生産設備関連	167百万円
専用備品（金型）関連	209百万円

### (3) 資金調達の状況

設備投資に必要な資金は手元資金により充当し、外部からの重要な資金の調達は行っておりません。

### (4) 対処すべき課題

世界経済及びわが国経済は、金融市場の変動や地政学的リスクに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による先行き不透明感など多くの懸念材料を抱えており、予断を許さない状況にあります。

当社グループを取り巻く経済環境は、主要顧客である造船業界において新造船受注量・船価が低調に推移しており、日中韓造船各社の受注競争激化、環境規制対応への投資増等により、回復にはまだ時間を要することが予想されます。船舶における環境負荷低減関連の規制強化への対応については、引き続き船舶用システム製品、エンジニアリングビジネスの需要増が見込まれます。一方、設備投資関係では、国内外ともに、世界的な先行き不透明感から、設備投資の横ばいもしくは減少が予想されます。メディカルデバイスについては、更なる需要が見込まれます。

当社グループは、様々な顧客のニーズへの的確かつ迅速な対応によって顧客満足度を高め、シェアの維持・拡大に全力をあげてまいります。そのために、営業活動の強化、設計・生産の改善活動の継続による生産性及び品質レベルの向上を図るとともに、市場ニーズを反映した新製品の開発にも努めてまいります。

また、品質、営業・サービス、技術開発、生産場所及び購買等のすべてについて、当社グループが持つグローバルな組織の有効活用と更なる最適化の追求を「TEAM TERASAKI」として目指してまいります。

加えて、経営全般においては、内部統制システムの一層の強化を図り、強化した統制システムを有効に運用するとともに、法令遵守に向けた教育の更なる徹底等、経営理念の一つとしてあげております企業倫理に基づく積極的な取り組みにより、広くCSR（企業の社会的責任）を果たしてまいります。更に、コーポレート・ガバナンスを強化し、より透明性の高い経営の実現、経営の機動性向上の両立を図るとともに、BCP（事業継続計画）を強化し、企業の永続的発展に努めてまいります。

当社グループの大きな課題といたしましては、原材料の高騰及び為替の変動等があげられます。原材料については、銅及び銀価格が高騰・高止まりすれば利益圧迫要因となることから、これらを含め総合的な原価低減活動を推進してまいります。また、為替変動への対応については、為替中立型を目指しその影響を最小限にとどめるよう営業、購買、生産、財務及び設備投資等、総括的な改革・改善に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症等の重大な感染症の流行により、当社グループの一部又は全部の操業が停止する場合があります。このような事態が生じた場合は、当社グループ従業員、顧客及び取引先等への感染防止（咳エチケット、時差出勤、リモートワーク等）に努めるとともに、生産拠点、調達先及び調達ルートの変更等により事業活動への影響を低減してまいります。

セグメント別には次のような活動に取り組んでまいります。

## 「日本」

船舶用システム製品は、船腹需給バランスの回復にはまだ時間を要する状況ですが、今後の新造船受注の回復を当社製品の受注に結びつけるために営業活動の強化及び顧客満足度の向上に努めてまいります。また、環境負荷低減関連の規制強化などの市況の変化に対応して、最適マネジメントシステム、環境・省エネ関連製品の受注拡大やIoT・ビッグデータなどの先端技術を利用した研究開発にも取り組み、1隻あたりの当社の貢献度を高めて受注・売上増を図ってまいります。

産業用システム製品は、配電制御システムや分散型エネルギーシステム向け製品を機軸として、分散型電源市場、電力市場、環境市場や国内・海外の鉄道関連とプラント案件等の営業活動を強化し受注・売上増を図ってまいります。

メディカルデバイスは、売上拡大に向けて、製品開発力の向上及び新規顧客の獲得に注力してまいります。

エンジニアリング及びライフサイクルサービスは、G S N（グローバル・サービス・ネットワーク）の拡充とレトロフィットビジネス（耐用年数が過ぎた遮断器の換装等）の拡大、船員トレーニングサービスの拡販により、更なる事業展開を推進してまいります。

機器製品は、都市部の再開発案件、新エネルギー市場、新興国インフラ市場、海外船用市場に対するマーケティング及び営業活動の強化による顧客数増加、O E M（相手先ブランド製品製造）戦略の強化に注力し、受注・売上増を図ってまいります。

#### 「アジア」

船舶用システム製品は、中国や韓国の造船業界においても、船腹需給バランスの回復にはまだ時間を要する状況ですが、原価低減に注力しながら営業力の強化を図るとともに、フィールド・エンジニアの育成によるエンジニアリングビジネスの拡充により、1隻あたりの当社の貢献度を高めることで、売上の拡大及び収益の改善に努めてまいります。

機器製品においては、東アジア・東南アジア各国向け市場、日系企業の設備投資案件、船用市場とインフラ関連市場及びI T関連市場向け等を中心に営業活動の強化を図り、シェアの拡大に努めてまいります。

#### 「ヨーロッパ」

機器製品において、マーケティング及び営業活動の強化により、欧州、中近東及びアフリカ向けのシェア拡大を図るとともに、O E M販売先との協力関係を更に強化し、顧客数を増やし販売量の拡大を図ってまいります。また、ライフサイクル及びレトロフィットビジネスの更なる拡大にも取り組んでまいります。



## 2. 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第37期 (2017年3月期)	第38期 (2018年3月期)	第39期 (2019年3月期)	第40期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	32,873,573	36,880,189	35,311,546	36,700,640
経常利益(千円)	2,252,212	2,264,228	1,923,890	2,832,526
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,718,931	1,441,898	1,307,580	2,035,149
1株当たり当期純利益	131円93銭	110円67銭	100円36銭	156円20銭
総資産(千円)	45,906,092	46,577,667	44,749,938	46,767,916
純資産(千円)	27,772,314	29,509,409	30,071,640	31,439,309
自己資本比率(%)	60.4	63.3	67.1	67.1

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数については自己株式を控除して算出しております。

2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 第37期

中国をはじめとする新興国経済の減速及び欧米の政治情勢の先行き不透明感に伴う民間設備投資の回復の遅れ、並びに海運市況の低迷に伴う造船市場の低迷、加えて為替の円高推移の影響もあり売上高が減少し、また、本社移転に伴う一時的な経費の発生もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は17億18百万円となっております。

4. 第38期

中国をはじめとする新興国経済の緩やかな回復及び民間設備投資の緩やかな回復基調、加えて造船市場の受注量も回復基調の兆しが見えてきたこと等により、売上高は増加したものの、年度末にかけて円高基調で推移したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益は14億41百万円となっております。

5. 第39期

船舶用システム製品でのコンテナ船及び産業用システム製品での海外インフラ案件の減少等により売上高が減少し、機器製品の開発費用の増加等もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は13億7百万円となっております。

6. 第40期

当連結会計年度につきましては、前記「1. 事業の経過及びその成果(1) 事業の状況」に記載したとおりであります。

### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社との関係  
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議 決 権 率	事 業 の 内 容
テラテック株式会社	20,000千円	100.0%	エンジニアリング及びライフサイクル
テラメックス株式会社	40,000千円	100.0%	医療用機器製造・販売
TERASAKI ELECTRIC (EUROPE) LTD.	2,500千英ポンド	100.0%	低圧遮断器の販売
TERASAKI ELECTRIC (M) SDN.BHD.	6,000千マレーシアリング	100.0%	低圧遮断器の製造・販売
TERASAKI ELECTRIC CO., (FAR EAST) PTE.LTD.	1,000千シンガポールドル	100.0%	各種配電盤の製造・販売
TERASAKI ELECTRIC (CHINA) LTD.	3,000千米ドル	100.0%	各種配電盤の製造・販売
TERASAKI ELECTRIC (SHANGHAI) CO., LTD.	1,700千米ドル	(100.0%)	各種配電盤の製造・販売

(注) TERASAKI ELECTRIC (SHANGHAI) CO.,LTD.の議決権比率欄の( )内表示は、TERASAKI ELECTRIC CO., (FAR EAST) PTE.LTD.の100%所有を表しております。

### 4. 企業集団の主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、船舶用・産業用の配電制御システム製品、及び遮断器等の電気開閉機器の製造並びに販売を行っております。主要な営業品目は、次のとおりであります。

- ① システム製品
- |     |   |
|-----|---|
| 船舶用 | 配電制御システム、集合始動器盤、機関監視制御システム、<br>高圧配電盤、停泊中船舶への陸電供給システム、<br>船員教育用エンジンルームシミュレーションシステム |
| 産業用 | 配電制御システム、コージェネレーションシステム、<br>電子応用製品、メディカルデバイス、高圧配電盤                                |
- ② 機器製品
- 配線用遮断器、漏電遮断器、気中遮断器、  
多線貫通システム (ケーブル貫通部の総合防災品)

## 5. 企業集団の主要拠点等 (2020年3月31日現在)

### (1) 当社営業所及び工場等

名	称	所	在	地
本	社	大	阪	市平野区
東	京営業所	東	京	都中央区
名	古屋営業所	名	古	屋市名東区
四	国営業所	香	川	県坂出市
九	州営業所	福	岡	市南区
加	美工場	大	阪	市平野区
八	尾工場	大	阪	府八尾市

### (2) 国内及び海外連結子会社

セグメント	事業の内容	会社名	所在地
日 本	エンジニアリング及びライフサイクル	テラテック株式会社	大阪府
	生産・販売	テラメックス株式会社	京都府
	生産	テラサキ伊万里株式会社	佐賀県
	生産	株式会社耶馬溪製作所	大分県
ア ジ ア	生産・販売	TERASAKI ELECTRIC CO., (FAR EAST) PTE.LTD.	シンガポール
	生産・販売	TERASAKI ELECTRIC (CHINA) LTD.	中国
	生産・販売	TERASAKI ELECTRIC (SHANGHAI) CO., LTD.	中国
	生産・販売	TERASAKI ELECTRIC (M) SDN.BHD.	マレーシア
ヨーロッパ	マーケティング・販売	TERASAKI ELECTRIC (EUROPE) LTD.	イギリス

## 6. 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減数
1,930 (283) 名	119 (△28) 名

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パート及び人材会社からの派遣社員等)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
550 (209) 名	△8 (△21) 名	41.3才	18.7年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パート及び人材会社からの派遣社員等)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

## 7. 企業集団の主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	938,610千円
株式会社みずほ銀行	821,875千円
株式会社三井住友銀行	626,875千円

## Ⅱ. 会社の状況に関する事項

### 1. 株式の状況

- |                   |      |             |
|-------------------|------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数      | 普通株式 | 52,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数      | 普通株式 | 13,030,000株 |
| (3) 株主数           |      | 809名        |
| (4) 1単元の株式数       |      | 100株        |
| (5) 大株主の状況（上位10名） |      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 寺 崎	2,200,600株	16.89%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,154,800株	8.86%
寺 崎 泰 造	1,124,080株	8.62%
テ ラ サ キ ト ラ ス ト 株 式 会 社	866,000株	6.64%
荒 巻 か お り	738,100株	5.66%
寺 崎 雄 造	677,400株	5.19%
テ ラ サ キ 従 業 員 持 株 会	666,127株	5.11%
株 式 会 社 芳 山 社	653,600株	5.01%
テ ラ サ キ 共 栄 会	517,800株	3.97%
有 限 会 社 ア ー ク	400,000株	3.07%

(注) 持株比率は自己株式1,021株を控除して計算しております。

### 2. 新株予約権等の状況

当事業年度中の該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	寺 崎 泰 造		
専 務 取 締 役	周 藤 忠	経理・経営企画・ 技術・情報開示担当	
専 務 取 締 役	岡 田 俊 二	システム事業担当	
常 務 取 締 役	熊 澤 和 信	人事・総務・情報システム 担当	
取 締 役	西 田 昌 央	システム事業船用担当 及びエンジニアリング・ライフサイ エンス事業担当	
取 締 役	梅 本 好 弘	機器事業担当	
取 締 役	小 林 裕 史	機器事業営業担当	
取 締 役 (監査等委員・常勤)	長 瀬 順 治		
取 締 役 (監査等委員)	千代田 邦 夫		MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社 社外監査 役、 星和電機株式会社 社外取締役(監査 等委員)
取 締 役 (監査等委員)	鷹 野 俊 司		

- (注) 1. 取締役(監査等委員)のうち、千代田邦夫及び鷹野俊司の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)千代田邦夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)千代田邦夫氏は、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の社外監査役及び星和電機株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社及び星和電機株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び監査等による情報共有並びに内部監査部門である監査室及び会計監査人と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、長瀬順治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)千代田邦夫及び鷹野俊司の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届出しております。

(2) 取締役の報酬等の総額  
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 を 除 く )		取 締 委 員 ( 監 査 等 委 員 )		計	
	支給人員	報酬等の額	支給人員	報酬等の額	支給人員	報酬等の額
株主総会決議に基づく報酬	8名	132,750 千円	3名	28,885 千円	11名	161,635 千円

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役（3名）に対する使用人分相当額として33,480千円を支給しております。
2. 2015年6月26日開催の第35期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議されております。
3. 上記取締役の報酬等の額には、当事業年度に費用として処理を行った役員賞与の金額を含んでおります。（取締役（監査等委員を除く）22,500千円、取締役（監査等委員）2,500千円）
4. 上記取締役（監査等委員）の報酬等の額には、社外取締役（2名）に対する報酬等の額9,075千円を含んでおります。

(3) 社外取締役の主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	千代田 邦 夫	当事業年度開催の取締役会22回のうち19回、並びに監査等委員会の全回に出席し、主に財務及び会計的な観点より、議案・審議事項等について、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	鷹 野 俊 司	当事業年度開催の取締役会並びに監査等委員会の全回に出席し、主に弁護士としての専門的見地より、議案・審議事項等について、適宜必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約の規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約）

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が規定する額を限度額として損害賠償責任を負担するものとする。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

当社は、2020年2月25日開催の取締役会において、2020年4月1日より執行役員制度を導入することを決議いたしました。執行役員制度導入により業務執行機能を強化するとともに、経営に携わる人材登用の機会を拡大することで次世代経営層の育成を図ります。



#### 4. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(注) 2019年6月27日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって、EY新日本有限責任監査法人は会計監査人を任期満了により退任致しました。

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

39,400千円

(注) ①当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

②当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行いました。審議の結果、適正であると判断したため、会社法第399条第1項及び第3項に基づき、会計監査人の報酬等の額について、同意を行っております。

- (3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容  
当事業年度中の該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由のいずれかに該当する状況にある場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任理由を解任後、最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- (5) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

39,400千円

- (6) 当社の重要な子会社のうち、TERASAKI ELECTRIC (EUROPE) LTD.他6社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の法定監査を受けております。

### Ⅲ. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、内部統制システムの整備の基本方針を次のとおり決議しております。また、企業価値の継続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要であり、このための内部統制強化が不可欠であるとの基本認識のもと、以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

#### 1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「寺崎電気グループ企業倫理綱領」を定め、この遵守を図っている。取締役会については、その適切な運営を確保するために「取締役会規程」を定めている。取締役会は、月2回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為の未然防止に努めている。また、当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査の方針を定め、監査等委員は取締役の職務の執行を監査している。取締役が他の取締役の法令・定款の違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

#### 2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」に基づき取締役会議事録を作成し、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持する。

#### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下①から③のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクに対する管理責任者についての体制を整える。

- ① 当社に直接または間接に経済的損失をもたらす可能性
- ② 当社事業の継続を中断・停止させる可能性
- ③ 当社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性

(2) リスク管理体制の基礎として、「リスクマネジメント基本規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長として、顧問弁護士等も含む対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止するとともに、これを最小限に止める体制を整える。

#### 4. 当社の財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」及びその関連規程にて、財務報告の基本方針を定め、同報告に係る内部統制を整備及び運用する体制を構築する。

#### 5. 当社の取締役の職務の執行が有効かつ効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が有効かつ効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月2回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は審議を経て決定を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、それぞれの部署の組織、職務分掌の範囲、各職位を担当する者の責任及び権限を定めている。

#### 6. 当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「寺崎電気グループ企業倫理綱領」及び「企業倫理行動指針」を定めている。社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。
- (2) 内部監査部門として、執行部門から独立した社長直轄の監査室を設置している。
- (3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報規定」に基づきその運用を行う。
- (5) 監査等委員は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

## 7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該会社への報告に関する体制として、グループ会社における業務の適正を確保するために、グループ企業全てに適用する行動指針として、「寺崎電気グループ企業倫理綱領」を定めており、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。

経営管理については、グループ会社経営管理の基本方針は「経営方針書」において定められており、「関係会社管理規程」に従い、子会社の取締役等の職務執行の効率性の確認として、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、子会社に損失の危機等不具合の気配がある時には必要に応じてモニタリングを行う。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査等委員に報告する。

- (2) 反社会的勢力に対しては、「寺崎電気グループ企業倫理綱領」に基づき、毅然とした態度で排除する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制として、子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容等が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室に報告する。監査室は社長に報告し、直ちに監査等委員にも報告を行うとともに、意見を述べるができる。監査等委員は意見を述べるとともに、関係部署に対して改善案の策定を求めることができる。

## 8. 当社の監査等委員より、監査等委員の職務を補助すべき従業員を置くことの求めがあった場合における、当該従業員に関する事項と当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員の職務を補助すべき従業員に対する監査等委員の指示の実効性を確保するために、監査等委員より、監査等委員の職務を補助すべき従業員を置くことの求めがあった場合には、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員の職務を補助すべき従業員として、当社の従業員から監査等委員補助者を任命する。その場合、監査等委員補助者の評価は監査等委員が行い、監査等委員補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役からの独立を確保する。
- (2) 監査等委員補助者は、業務の執行に係る役職を兼任しない。

## 9. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員に報告をするための体制、及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員が監査等委員に報告すべき事項、並びに時期についての規程及び監査等委員の職務執行により生ずる費用等の処理に係る方針を含む「監査等委員監査規程」を定めており、当該規程に基づき、取締役及び従業員（子会社の取締役等や当該取締役等から報告を受けた者を含む）は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員に報告するものとする。前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
- (2) 報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制については、「内部通報規定」に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査等委員への適切な報告体制を確保する。

## 10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンスに関する取り組み

当社では「寺崎電気グループ企業倫理綱領」を定め、これに基づく「企業倫理行動指針」を別途定めて取り組んでおります。

当連結会計年度においては、新入社員研修及び昇格昇級者研修での企業倫理綱領と行動指針の説明に加え、グループ全社の従業員を対象としたコンプライアンス研修並びに取締役及び管理職を対象としたパワーハラスメント研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

また内部統制委員会を年2回開催し、企業倫理綱領に伴う行動指針の遵守状況などを報告し確認しております。

### (2) リスク管理体制の強化

当社ではリスク管理の最上位規程として「リスクマネジメント基本規程」を制定して、当社の経営並びに事業活動に重大な影響を与えるリスクについて認識して取り組んでおります。

当連結会計年度においてもリスクマネジメント委員会を2回開催し、リスクマネジメント活動への取り組みについて報告し、確認しております。

(3) 企業グループにおける業務の適正の確保

当社では「取締役会規程」及び「関係会社管理規程」を定めてグループ全体の業務の適正確保に努めております。具体的には取締役会において、前記規程に従った重要事項の審議と決定を行っております。また、前月の事業実績を報告し今後の施策について検討する事業実績会議をはじめとして、社内の各種会議に当社グループ関係者も参加させてグループとしての業務の適正の確保に努めております。

(4) 監査等委員会の監査状況

監査等委員は、取締役会、事業実績会議等の重要な会議への出席を通じ、取締役等から業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。監査等委員会は独自の監査に加え、内部監査部門が行った監査に関する報告を受け、当社グループ全体の効果的な監査に努めております。また、会計監査人からは、四半期毎の監査結果報告を受けるとともに意見交換を行い、適正な監査を実施しているかを確認しております。

#### IV. 剰余金の配当の決定に関する方針

利益配分につきましては、安定的な配当の継続及び経営基盤の充実と今後の事業展開のための内部留保を確保しつつ、業績、経営環境及び財務状況等を総合的に勘案して決定することとしております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり16円とさせていただきますことといたしました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>33,342,639</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>11,763,487</b>
現金及び預金	11,172,228	支払手形及び買掛金	3,636,196
受取手形及び売掛金	12,381,770	電子記録債務	3,229,758
商品及び製品	3,604,142	短期借入金	480,000
仕掛品	3,435,462	1年内返済予定の長期借入金	767,380
原材料及び貯蔵品	2,176,926	未払法人税等	402,135
その他	881,018	未払費用	1,653,567
貸倒引当金	△308,909	製品保証引当金	127,553
		その他	1,466,895
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,425,276</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,565,118</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,389,077</b>	長期借入金	1,539,980
建物及び構築物	4,409,467	繰延税金負債	761,018
機械装置及び運搬具	1,024,260	退職給付に係る負債	548,318
工具器具備品	351,443	その他	715,802
土地	2,698,196	<b>負 債 合 計</b>	<b>15,328,606</b>
リース資産	612,310	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	293,398	株 主 資 本	31,279,777
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>129,162</b>	資 本 金	1,236,640
その他	129,162	資 本 剰 余 金	2,244,650
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>3,907,037</b>	利 益 剰 余 金	27,799,920
投資有価証券	223,678	自 己 株 式	△1,433
退職給付に係る資産	3,091,408	その他の包括利益累計額	124,558
繰延税金資産	384,483	その他有価証券評価差額金	25,220
その他	1,264,755	繰延ヘッジ損益	△6,083
貸倒引当金	△1,057,288	為替換算調整勘定	△1,295,888
<b>資 産 合 計</b>	<b>46,767,916</b>	退職給付に係る調整累計額	1,401,310
		非支配株主持分	34,974
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>31,439,309</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>46,767,916</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

売上高		36,700,640
売上原価		26,459,526
<b>売上総利益</b>		<b>10,241,113</b>
販売費及び一般管理費		7,829,720
<b>営業利益</b>		<b>2,411,392</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	164,666	
為替差益	251,528	
その他の	136,881	553,076
営業外費用		
支払利息	36,828	
デリバティブ評価損	94,274	
その他の	840	131,943
<b>経常利益</b>		<b>2,832,526</b>
特別利益		
固定資産売却益	627	
投資有価証券売却益	80,239	80,867
特別損失		
固定資産売却損	4,131	
固定資産除却損	10,453	
減損損失	27,594	
投資有価証券評価損	75,392	117,572
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>2,795,821</b>
法人税、住民税及び事業税	689,902	
法人税等調整額	71,797	761,699
<b>当期純利益</b>		<b>2,034,121</b>
非支配株主に帰属する当期純損失		1,027
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>2,035,149</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結株主資本等変動計算書

( 2019年 4 月 1 日から  
2020年 3 月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,236,640	2,244,650	25,947,177	△1,433	29,427,033
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△182,405		△182,405
親会社株主に帰属する当期純利益			2,035,149		2,035,149
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,852,743	-	1,852,743
当 期 末 残 高	1,236,640	2,244,650	27,799,920	△1,433	31,279,777

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 係 数 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	98,055	-	△284,576	793,625	607,104	37,501	30,071,640
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△182,405
親会社株主に帰属する当期純利益							2,035,149
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△72,835	△6,083	△1,011,311	607,684	△482,546	△2,527	△485,074
当 期 変 動 額 合 計	△72,835	△6,083	△1,011,311	607,684	△482,546	△2,527	1,367,669
当 期 末 残 高	25,220	△6,083	△1,295,888	1,401,310	124,558	34,974	31,439,309

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,897,732</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,455,676</b>
現金及び預金	2,593,694	支払手形	619,751
受取手形	1,075,652	電子記録債	2,286,755
売掛金	7,777,614	買掛金	2,668,264
商品及び製品	2,111,207	短期借入金	350,000
仕掛品	1,624,814	1年内返済予定の長期借入金	2,083,990
原材料及び貯蔵品	906,816	未払金	256,305
前払費用	12,972	未払費用	807,626
その他	795,875	未払法人税等	41,362
貸倒引当金	△916	前受金	196,130
		預り金	21,656
		製品保証引当金	86,188
		受注損失引当金	6,219
		その他	31,426
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,613,658</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,291,267</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,031,423</b>	長期借入金	1,539,980
建築物	2,769,777	関係会社長期借入金	1,610,200
構築物	150,838	退職給付引当金	13,133
機械及び装置	177,500	その他	127,954
車両運搬具	495		
工具器具備品	219,085	<b>負 債 合 計</b>	<b>12,746,944</b>
土地	2,479,574	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	234,151	株主資本	13,745,310
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>86,499</b>	資本剰余金	1,236,640
ソフトウェア	77,024	資本準備金	2,244,650
その他	9,474	利益剰余金	10,265,454
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,495,736</b>	利益準備金	150,387
投資有価証券	199,554	その他利益剰余金	10,115,066
関係会社株式	1,769,062	特別償却準備金	18,833
関係会社出資金	0	別途積立金	4,900,168
関係会社長期貸付金	490,000	繰越利益剰余金	5,196,064
繰延税金資産	74,652	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,433</b>
その他	1,996,618	評価・換算差額等	19,136
貸倒引当金	△1,034,151	その他有価証券評価差額金	25,220
		繰延ヘッジ損益	△6,083
<b>資 産 合 計</b>	<b>26,511,391</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,764,446</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>26,511,391</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

売上高		23,860,543
売上原価		19,266,028
<b>売上総利益</b>		<b>4,594,514</b>
販売費及び一般管理費		4,612,920
<b>営業損失</b>		<b>18,405</b>
営業外収益		
受取利息	3,481	
受取配当金	678,721	
為替差益	41,217	
その他	208,935	932,356
営業外費用		
支払利息	26,759	
その他	840	27,599
<b>経常利益</b>		<b>886,350</b>
特別利益		
貯蔵品売却益	71,916	
投資有価証券売却益	80,239	152,156
特別損失		
固定資産除却損	5,405	
投資有価証券評価損	75,188	80,593
<b>税引前当期純利益</b>		<b>957,913</b>
法人税、住民税及び事業税	2,020	
法人税等調整額	85	2,106
<b>当期純利益</b>		<b>955,806</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

## 株主資本等変動計算書

( 2019年 4 月 1 日から  
2020年 3 月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準備金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
					特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,236,640	2,244,650	2,244,650	150,387	21,333	4,900,168	4,420,163	9,492,053
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩し					△2,499		2,499	-
剰余金の配当							△182,405	△182,405
当 期 純 利 益							955,806	955,806
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△2,499	-	775,900	773,401
当 期 末 残 高	1,236,640	2,244,650	2,244,650	150,387	18,833	4,900,168	5,196,064	10,265,454

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,433	12,971,909	97,983	-	97,983	13,069,893
当 期 変 動 額						
特別償却準備金の取崩し		-				-
剰余金の配当		△182,405				△182,405
当 期 純 利 益		955,806				955,806
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△72,763	△6,083	△78,847	△78,847
当 期 変 動 額 合 計	-	773,401	△72,763	△6,083	△78,847	694,553
当 期 末 残 高	△1,433	13,745,310	25,220	△6,083	19,136	13,764,446

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月17日

寺崎電気産業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 古澤 達也 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、寺崎電気産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寺崎電気産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年6月17日

寺崎電気産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 古澤 達也 ⑩  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、寺崎電気産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月26日

寺崎電気産業株式会社 監査等委員会

常 勤 長 瀬 順 治 ㊟

監査等委員 千代田 邦 夫 ㊟

監査等委員 鷹 野 俊 司 ㊟

(注) 監査等委員 千代田邦夫及び鷹野俊司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会継続会会場ご案内図

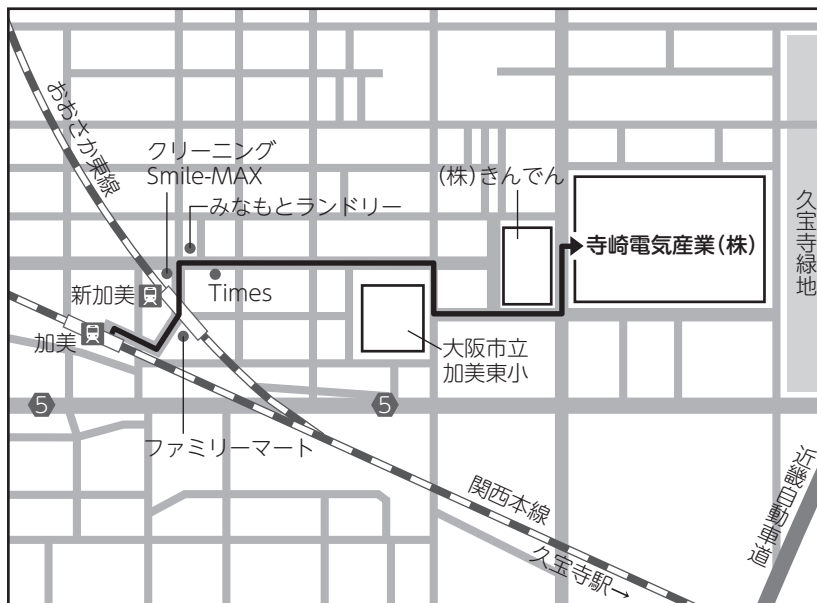
会 場 寺崎電気産業株式会社 本社 B棟2階講堂

大阪市平野区加美東六丁目13番47号

※ 6月29日開催の株主総会と会場を変更しておりますので、お間違いのないようにお越しください。

## 【主な最寄り駅からの道順】

- (1) JR関西本線（大和路線）加美駅（普通列車のみ停車） 下車 徒歩約10分  
(2) JRおおさか東線 新加美駅（普通列車のみ停車） 下車 徒歩約9分  
(1)(2)いずれも下図の順路に従ってお越しください。



(お願い) お車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

